(ハ)　暖冷房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。
(i)　室温と外気温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
(ii)　日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
(iii)　照明設備、ＯＡ機器、人体その他室内に存する物体から発生する熱
(iv)　取入外気の熱

ホ　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第６に掲げる値を用いるものとする。

(2)　E_Vは、次のイからニまでに定める方法によるものとする。

イ　E_Vは、次の式により算出するものとする。

$$E_V=\sum_{i}^{n}\sum_{d}^{D_i}\left(E_{V,i}\times T_{V,d,i}\times F_{V,i}\right)\times f_{prim}\times 10^{-6}$$

この式において、$E_{V,i}$、$T_{V,d,i}$、$F_{V,i}$、D_i、ｎ及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{V,i}$　：機械換気設備ｉの消費電力（単位　ワット）
$T_{V,d,i}$：日付ｄにおける機械換気設備ｉの１日当たりの運転時間（単位　時間）
$F_{V,i}$　：機械換気設備ｉの制御方法に応じて定められる係数（単位　無次元）
D_i　：機械換気設備ｉの年間稼働日数（単位　日）
ｎ　：当該非住宅建築物における機械換気設備の数（単位　台）
f_{prim}　：別表第６に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）

ロ　機械換気設備は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる機器とする。
(イ)　給気機
(ロ)　排気機
(ハ)　その他機械換気設備の種類に応じて必要となる機器

ハ　$T_{V,d,i}$は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。

ニ　$F_{V,i}$は、高効率電動機、インバータ、送風量制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

(3)　E_Lは、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ　E_Lは、次の式により算出するものとする。

$$E_L=\sum_{i}^{n}\sum_{d}^{D_i}\left(E_{L,i}\times T_{L,d,i}\times F_{L,i}\times C_{L,i}\right)\times f_{prim}\times 10^{-6}$$

この式において、$E_{L,i}$、$T_{L,d,i}$、$F_{L,i}$、$C_{L,i}$、D_i、ｎ及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{L,i}$　：照明設備ｉの消費電力（単位　ワット）
$T_{L,d,i}$：日付ｄにおける照明設備ｉの１日当たりの運転時間（単位　時間）
$F_{L,i}$　：照明設備ｉの制御方法に応じて定められる係数（単位　無次元）
$C_{L,i}$　：照明設備ｉを設置する室の形状に応じて定められる係数（単位　無次元）
D_i　：照明設備ｉの年間稼働日数（単位　日）
ｎ　：当該非住宅建築物における照明設備の数（単位　台）
f_{prim}　：別表第６に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）

ロ　$T_{L,d,i}$は、室用途ごとに定められる室の標準的な使用時間を用いるものとする。

ハ　$F_{L,i}$は、在室検知制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正、昼光利用制御、点滅制御、照度調整調光制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

(4)　E_Wは、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ　E_Wは、次の式により算出するものとする。

$$E_W=\sum_{i}^{n}\sum_{d}^{D_i}\left(\frac{Q_{w,d,i}}{\eta_{w,d,i}}\right)\times 10^{-3}$$

この式において、$Q_{W,d,i}$、$\eta_{W,d,i}$、D_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_{W,d,i}$：日付ｄにおける給湯設備ｉの１日当たりの給湯負荷（単位　１日につきキロジュール）
$\eta_{W,d,i}$：日付ｄにおける給湯設備ｉのシステム効率（単位　無次元）
D_i　：給湯設備ｉの年間稼働日数（単位　日）
ｎ　：当該非住宅建築物における給湯設備の数（単位　台）

ロ　$Q_{W,d,i}$の算出においては、次の(イ)から(ニ)までに掲げる事項を勘案するものとする。
(イ)　室用途及び地域ごとに定められる外気温度及び給水温度
(ロ)　給湯配管からの熱損失量
(ハ)　室用途ごとに定められる標準的な１日当たりの使用湯量
(ニ)　節湯器具の使用又は太陽熱利用給湯設備の有無

ハ　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第６に掲げる値を用いるものとする。

(5)　E_{EV}は、次のイ及びロに定める方法によるものとする。

イ　E_{EV}は、次の式により算出するものとする。

$$E_{EV}=\sum_{i}^{n}\sum_{d}^{D_i}\left(\frac{L_{EV,i}\times V_{EV,i}\times C_{EV,i}\times T_{EV,d,i}\times M_{EV,i}}{860}\times N_{EV,i}\right)\times f_{prim}\times 10^{-3}$$

この式において、$L_{EV,i}$、$V_{EV,i}$、$C_{EV,i}$、$T_{EV,d,i}$、$M_{EV,i}$、$N_{EV,i}$、D_i、ｎ及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの積載質量（単位　キログラム）
$V_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの定格速度（単位　１分につきメートル）
$C_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの制御方法に応じて定められる係数
$T_{EV,d,i}$　：日付ｄにおける昇降機系統ｉの１日当たりの運転時間（単位　時間）
$M_{EV,i}$　：昇降機系統ｉの輸送能力係数（単位　無次元）
$N_{EV,i}$　：昇降機系統ｉに属する昇降機の台数（単位　台）
D_i　：昇降機系統ｉの年間稼働日数（単位　日）
ｎ　：当該非住宅建築物における昇降機の対象系統数
f_{prim}　：別表第６に掲げる電気の量１キロワット時を熱量に換算する係数（単位　１キロワット時につきキロジュール）

ロ　$C_{EV,i}$については、当該昇降機の速度制御方法の種類を勘案して算出するものとする。

(6)　E_Sは、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ　E_Sは、次の式により算出するものとする。

$$E_S=\sum_{i}^{n}\sum_{d}^{D_i}E_{S,d,i}$$

この式において、$E_{S,d,i}$、D_i及びｎは、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{S,d,i}$：日付ｄにおけるエネルギー利用効率化設備ｉによる１日当たりの一次エネルギー消費量の削減量（単位　１日につきメガジュール時）
D_i　：エネルギー利用効率化設備ｉの年間稼働日数（単位　日）
ｎ　：当該非住宅建築物における算出対象エネルギー利用効率化設備の数

ロ　$E_{S,d,i}$は、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ハ　エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第６に掲げる値を用いるものとする。

(7)　E_Mは、２－２の(6)に定める方法によるものとする。

第２　住宅に係る判断の基準

住宅の建築主等は、次の１及び２に適合する措置を講ずるものとする。

１　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

１－１　住宅の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）における一の住戸（以下第２において「単位住戸」という。）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。